

5-(1)	製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法 第11条 危険物施設の設置、変更等
要望の具体的内容	<p>「消防法第11条第1項以下の内容」と「通達製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素化について」は、設置又は変更に対して許可が必要となっておりますが、届出申請への緩和規制を望みます。</p>
規制の現状と要望理由	<p>通達「製造所等の設置又は変更の許可に係る手続き等の簡素合理化について」平成9年3月26日消防危第35号 規制緩和 許可申請は、許可受理までに時間を要し、今回の早急なる震災復旧の作業の妨げとなります。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁

5-(2)	危険物施設の変更工事に係る完成検査等
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法 第11条第1項第5号 危険物施設の設置、変更等
要望の具体的内容	使用前検査で自主検査による記録確認のみの申請できる様に規制緩和を望みます。
規制の現状と要望理由	<p>通達「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」 平成11年3月17日消防危第22号 規制緩和 検査に関わる許可申請・検査は、許可受理までに時間を要し、今回の早急なる震災復旧の作業の妨げとなります。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁

5-(3)	消防用設備等の届出及び検査の短縮
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法 第17条の14(工事着工の届出)及び消防法施工規則 第31条の3(設置届け及び検査)
要望の具体的内容	所轄の消防署で打ち合せの上、早急に工事が出来る様にして欲しい。
規制の現状と要望理由	現状では工事を着手しようとする日の10日前までに必要書類を所轄の消防署に届出しなければならないため、復旧作業の要請に対して最低10日の日数を要する。今回の激甚な震災の復旧に対しては、より迅速な作業が求められるため、作業までの届出期間を短縮していただきたい。
制度の所管官庁及び担当課	総務省

5-(4)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	<p>危険物貯蔵許可申請(消防法第11条1、危令第6条1、危規第4条) 火を使用する設備の設置届出書(条例) 消防用設備等設置着工届出書(消防法第17条14、同施行規則第33条18) 防火対象物使用届出書(条例) 消防法施行令第8条</p>
要望の具体的内容	<p>震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては本法令、申請、届出等の免除をお願いしたい。 また、適用する場合には提出時期延期措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工事に遅れを余儀なくされる。 また、本仮施設は操業期間満了時以降は解体撤去する予定。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省

5-(5)	震災ごみ焼却処理仮施設建設工事に関わる緩和措置(労働安全衛生法)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	労働安全衛生法(時間外労働、保守点検面積など) 建設業法(監理技術者選任)
要望の具体的内容	<p>震災復興を目的とした操業期間限定の仮施設内での案件に関しては本法令・申請・届出等の免除をお願いしたい。</p> <p>また、適用する場合には提出時期遅延措置及び内容の簡素化等の緩和処置をお願いしたい。</p> <p>・監理技術者選任に関して、清掃業以外での許可、または請負者が認める社員にて許可及び再下請申請の免除。</p>
規制の現状と要望理由	<p>震災地での一日でも早い復興を目指す際に、通常手続きでは復興工事に遅れを余儀なくされる。</p> <p>また、本仮施設は操業期間満了時以降は解体撤去する予定です。</p> <p>尚、本仮施設は震災ごみのハンドリングを考慮して震災地区内に用地設定する予定。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 厚生労働省

5-(6)	仮貯蔵・仮取扱の期間延長
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法 第10条
要望の具体的内容	<p>東日本大震災の地震と津波で危険物施設に大きな被害が生じている事業所がある。回復には相当の期間が必要と見られるが、危険物施設の復旧に際して、許可以外の行為を行う必要がある。その際には、期間限定(10日間)の許可を得て実施している。長期間の対応に適用できるために限定期間を免除してもらいたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>東日本大震災で被害を受けた弊社製油所においては、指定数量以上の危険物を製造・貯蔵・取扱う場所は、消防法の許可を得ている。今回の津波の被害復旧で、危険物施設での許可以外の行為、または危険物施設以外での指定数量の危険物の取り扱い等を実施する場合は、仮貯蔵・仮取扱の申請を行い、10日間の許可を得ている。しかし、10日間の期間限定であるため、それを上回る期間の許可を得るためには、仮貯蔵・仮取扱の申請を繰り返すこととなる。災害対応のため、10日間以上の仮貯蔵・仮取扱を認めて欲しい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物保安室

5-(7)	危険物設備の修理および更新許可
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法第11条、危険物の規制に関する政令第2章第6条
要望の具体的内容	<p>①重油タンク配管の復旧は「軽微な変更」とし、図面添付を免除頂きたい(図面流失のため)。</p> <p>②タンクの不等沈下測定結果、基準内であることを確認した。使用再開にあたり、開放検査などの条件をつけないでいただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	地震および津波により重油タンクが被災したため。
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

5-(8)	ガソリン・軽油等危険物に係る運搬等の制限緩和について
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法等
要望の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 1. 容器の制限緩和 2. 販売の制限緩和 3. 運搬の制限緩和 4. 貯蔵の制限緩和
規制の現状と要望理由	<p>当社仙台工場および関連会社は仙台空港の南1.5Kmにあり、津波による浸水被害を受けました。具体的には、工場・事務所等敷地内への津波浸水による段ボール製造用機械、原材料、製品、オフィス家具等の水濡れです。復旧への第一歩は汚泥処理や浸水した原材料、製品等の廃棄処理ですが、インフラ(電気・水道)が寸断され、復旧作業も思うように進捗しない状況でした。因みに、通電は低圧3/19、高圧3/21、水道が復旧したのは3/24です。</p> <p>インフラの中でも一番必要なものは「電力」でした。「電力」を確保するため、「発電機」は数台確保できましたが、この「発電機」の動力となる燃料(ガソリン、軽油)の確保が困難でした。</p> <p>日本の法律では、ガソリンや軽油に関する規制は、①容器の制限、②販売の制限、③運搬の制限、④貯蔵の制限等があり、今回のような被災から早期に復旧しようとしても、規制が多すぎ、現地のガソリンスタンドからの購入しか現実的には出来ないし、量的にも要求通りには購入できず、早期復旧の足枷となっています。</p> <p>平時での規制は止むを得ないとしても、緊急時には被災者あるいは被災企業には規制を緩和する等の配慮が望まれます。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省(消防庁) 都道府県

5-(9)	石油化学プラント設備に関する定期修理工事の延期
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法
要望の具体的内容	被災あるいは停止したプラント設備の定期修理に関しては時間を要する見込みであり、現在計画している定期修理工事時期の延期をお願いしたい。
規制の現状と要望理由	現状では、工場所在地の官庁(消防防災課)に定期修理工事計画を提出の上、実施しているが、今般の災害により被災あるいは停止したプラント設備の定期修理工事を計画どおり実施することは困難であり、今回の要望に至った経緯がある。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、厚生労働省、総務省

5-(10)	高圧ガス関連設備に対する法定検査実施時期の延期
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	高圧ガス保安法第35条、39条 一般高圧ガス保安規則第38条、第79条、第82条 ボイラーおよび圧力容器安全規則第37条、第72条、第73条
要望の具体的内容	高圧ガス設備に対する各種検査について、安全が担保される場合は、一定期間の免除もしくは期限の延長を求める。
規制の現状と要望理由	<p>高圧ガス設備に対する各種検査について、下記理由により一定期間の免除もしくは期限の延長を求める。</p> <p>①今回の震災の影響により、損傷を受けた設備の復旧に時間を要し、既定の検査を受検することが困難である</p> <p>②余震および放射線の影響も含めて、立ち入りが困難な地域があり、業者等を手配することが困難である</p> <p>③検査に伴う設備停止および立ちあげに要する日数が長く(2週間程度)、アルキレンオキサイドポリマー(界面活性剤、フォーム用原料)やポリエステル等について、震災の影響による大幅増産への要望に対応ができない</p> <p>④空気分離装置等のガス発生装置では、保安検査及び定期自主検査の実施のために対象設備を停止させて検査を実施するが、電力供給事情の問題によりバックアップ用液化ガスが大幅に不足することが予想される</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課 厚生労働省 労働基準局

5-(11)	プロピレン貯槽の開放検査延期
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 コンビ則5条17号
要望の具体的内容	<p>当社鹿島工場のプロピレン貯槽は本年5月12日～6月14日まで法令に基づく開放検査により使用できなくなる。本検査の実施を然るべき時期(注1)まで延期できるように規制緩和を実施いただき、復興資材の生産活動に際して当該プロピレン貯槽を継続して使用できるようにしたい。</p> <p>(注1)三菱化学からのプロピレンの供給が安定するまでの期間(およそ3カ月程度)もしくは、2012年定期修理まで延期。 (注2)延期に伴う対応(案)使用を継続する貯槽の外部からの肉厚測定と非破壊検査により対応する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>当社鹿島工場は現在復旧作業を進めており5月初旬から再稼働予定である。本検査は稼働率を半減させる制約となる。プロピレンを主原料とするウレタン製品は次のような復興に不可欠な資材や東日本の産業復旧に貢献する製品であり法定検査実施時期の緩和を切望する。また、ウレタン原料という意味合いからだけではなく、プロピレンの供給安定により、電解稼働が安定し、水素の発生量も安定させることもできる。さらに、プロピレンオキサイド製造時に発生する二酸化炭素を有効に活用出来る。このことで①水素の供給は三菱ガス化学の過酸化水素製造に必須であり、②二酸化炭素は、ライフラインの重要商品である透析用重曹の製造に影響を与える。ウレタンという意味では、③住宅建設(仮設住宅含む)に必要な断熱材、接着剤、シーラント④衛生環境の維持資材としての手洗い石鹼や洗剤の主原料であるプロピレングリコール⑤自動車用シートクッションの原材料であり、自動車産業の稼働維持にも不可欠な資材である。本検査の実施はそれらの資材の供給に制約を与える。本検査は当該貯槽については8年に1回課せられているものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

5-(12)	認定期間延長もしくは更新簡素化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	消防法(平成11年3月17日消防危第22号(平成20年1月一部改正)) 高圧ガス保安法(高圧ガス保安法施行令 第10条) 労働安全衛生法(平成20年3月27日基発第0327003号)
要望の具体的内容	<p>東日本大震災の地震と津波で製油所の施設(高圧ガス設備、消防設備、ボイラー・一圧容器等)に大きな被害が生じております。現在、復旧に向けて作業を実施しておりますが、回復には相当の期間が必要と見られます。</p> <p>一方、製油所では、各法律に基づく認定制度の資格を得て、認定事業所として運転を行っております。</p> <p>今年度、認定期限を迎え更新手続きが必要になっておりますが、石油製品の供給を行うための復旧に労力が取られております。</p> <p>そこで、認定期間を延長するか、更新手続きを簡素化していただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>[各法律の認定制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法;高圧ガス認定(完成・保安)検査実施者認定 ・労働安全衛生法;ボイラー・一圧容器開放検査周期延長認定 ・消防法;変更工事に係る認定事業所制度 <p>上記認定は、事業所より、各関係行政に申請書を提出して、現地調査を受け、認定を受けております。認定期間は、それぞれ5年間。新規の申請については、認定基準に達していることの確認がありますが、更新については、認定基準の維持状況の確認ですので、認定期間の5年間に拘ることなく、期間延長(5年⇒6年)を要望します。期間延長ができない場合は、更新手続きの簡素化(書類確認のみ)を要望します。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全・保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

5-(13)	高圧ガスの取扱い等の制限緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 第5、8、14条
要望の具体的内容	<p>消防法第10条では、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではないとある(消防法へは別途、期間延長要望提出済)。</p> <p>高圧ガスに関しても消防法と同様に仮設設備を使用可能とする。なお、その期間も10日以内ではなく緩和する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>高圧ガス設備については仮設設備の使用を認められていないが、認定バルブ及び計装品の納期がかかるため本設とするためには長期間を要する。</p> <p>耐圧試験などで安全が担保されている場合、復旧のために消防法と同様に配管等の仮設、仮使用を認め、復旧を早期化する。</p> <p>仮設期間は、現消防法では10日以内(別途、延長要望済)とあるが、10日以内では震災前の状態や同水準に戻すことが不可能なことが想定される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院保安課

5-(14)	高圧ガスと危険物の運搬における混載禁止の緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	高圧ガス保安法一般則第50条第1項五号 消防法第16条
要望の具体的内容	<p>復興及び被災企業の早期立ち上がりを効率よく支援すべく、以下の項目を満たすことで高圧ガスと危険物との混載を認可すべきである。</p> <p>高圧ガスと危険物において、物性として混合しても発火や爆発の危険が全くない組合せのみ混載して運搬する。</p> <p>運搬者は、高圧ガス移動監視者の資格を有すること。</p> <p>車両に関しては、高圧ガスと危険物を収納する部屋間を強度を有する遮蔽版で隔離する。遮蔽版は移動式とし、高圧ガスと危険物の積載量に応じてフレキシブルに対応できるようにする。備品として、消火設備及び工具を車両に携帯する。</p>
規制の現状と要望理由	<p>半導体、液晶、太陽電池製造工場等において多種類の高圧ガスと危険物が生産工程で使用されているが、高圧ガスならびに危険物の消費/貯蔵量は増加する一方である。</p> <p>しかし、高圧ガス保安法第2条に規定される高圧ガスは、運搬において消防法危険物との混載が認められない。</p> <p>そのため、高圧ガスは、高圧ガス専用の運搬車、危険物は、危険物専用の運搬車で運ばなければならない。輸送用トラックの積載スペースに余裕があっても別々の運搬車で運ぶことになり非常に効率(コストを含む)が悪い。</p> <p>ただし、高圧ガスと危険物のそれぞれの物性の観点から、種別によっては、混載して運搬しても危険性はない。たとえば、可燃性ガスと引火性液体。高圧ガスと危険物の混載の条件を検討し、混載を認めるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課

5-(15)	石災法に関するレイアウト手続きの免除
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	石油コンビナート等災害防止法(石災法) 第5、7、8条
要望の具体的内容	<p>東日本大震災の地震と津波でレイアウト施設に大きな被害が生じている事業所がある。回復には相当の期間が必要と見られ生産機能が回復する間の敷地の利用を柔軟に考えていく必要があり、石災法のレイアウト規制を免除してもらいたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>東日本大震災で被害を受けた弊社製油所においては、石災法に基づき、事業所の敷地をその用途に応じて、6施設(製造、貯蔵、用液、入出荷、事務管理、その他)地区に分けるレイアウト規制が適用されている。</p> <p>施設地区の用途または面積を変更した場合、変更届が必要となる。今回の津波の被害で、代替施設の設置が必要になってくるが、代替施設を設置する場合、面積によりレイアウト手続きが必要になる。手続きを行うとなると変更届出書類が受理されてから関係行政の確認(早くて45日間)後に不指示通知書が出される。</p> <p>審査期間が早急な復旧の妨げとなっているので、関係行政の確認を割愛して、所轄消防の判断だけとして欲しい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省消防庁特殊災害室 経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

5-(16)	既設特定通路の幅員適用
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第11条
要望の具体的内容	大震災に伴う設備復旧の際、既設設備の仕様変更を伴う場合でも既設の特定通路の幅員を適用可能とする。
規制の現状と要望理由	復旧の際、既設設備の仕様変更を伴う場合、現行法の特定通路の幅員が必要となる。この場合、設備設置面積が現状よりも狭くなり、既設同様な能力等の設備の設置に支障が生じるため。
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁特殊災害室 経済産業省原子力安全・保安院保安課

5-(17)	防災資機材の有効利用
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	石油コンビナート等災害防止法(石災法) 第16条
要望の 具体的内容	<p>東日本大震災の地震と津波で危険物、高圧ガス施設に大きな被害が生じている事業所がある。安全を担保する防災資機材も同様に、消防車などが被害を受けて、法定必要量を満足させることができない事業所がある。緊急対応としては、他事業所を管轄する行政の了解を得て、防災資機材の供出を受け対応している。防災資機材を再配備させるには、半年以上の期間が必要と見られる。その間ですが、近隣の共同防災組織があれば、その組織の承諾があれば、良しとする限定期間の免除をしてもらいたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>石災法の特定(第1種、第2種)事業所は、石油の貯蔵・取扱量および高圧ガスの処理量に基づき、防災資機材(3点セット、甲種化学消防者、油回収船等)を保有しなければならない。製油所等は、規模に合わせて防災資機材を配備している。</p> <p>今回の津波で、防災資機材を全て失ってしまった。防災資機材は特殊性があり、防災資機材を余分に保有している事業所がない。これをカバーするため、現行の共同防災組織の範囲を超える他共同防災組織と応援協定を締結して対応しようとすることを認めて欲しい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	<p>総務省消防庁特殊災害室 経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

5-(18)	建設物若しくは機械等の設置・移転等に係る計画の届出規定の緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	労働安全衛生法第88条
要望の具体的内容	<p>震災の復旧作業のため、建設物若しくは機械等の設置・移設等が必要な場合において、当該規定に定める届出の時期(工事開始の30日前まで)の規定を適用せず、復旧作業を例外的に取り扱う規定を設けていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>震災は、事業主の責に帰すべき事由により生じたものではないことから、その復旧のため建設物若しくは機械等の設置・移転等を余儀なくされるケースが生じる。その際、届出の日から30日後に工事を開始しなければならない事態になると、迅速な復旧に支障を来たす。復旧が遅れた場合、事業の縮小等を余儀なくされることが想定され、ひいては、従業員の雇用の維持に影響を与えかねないため。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

5-(19)	電気事業法・大気汚染防止法に係る手続き等の規制緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電気事業法第38条、39条、42条、43条、同規則第48条、大気汚染防止法施行令第2条
要望の具体的内容	<p>10kwを超えるディーゼル発電設備を復旧に係る仮設設備として設置する場合、電気事業法に係る届出、保安規定、電気主任技術者の選任等が必要となる。又、ディーゼル発電設備の能力によっては燃料が50ℓ/時間を越えるものもあり、仮設ボイラの設置の場合を含めて大気汚染防止法の「ばい煙発生施設」の適用対象となる。このような場合の柔軟な規制緩和をお願いしたい。(必要申請書類の簡素化、迅速な承認、運転管理上の測定義務の簡素化等)</p>
規制の現状と要望理由	<p>現状は各適用法どおり必要な申請書類を準備し申請、届出を行い、官庁にて十分な審査を受けて設置運用している。又、更に大容量のディーゼル発電設備の場合は、別個に数百リットル程度の燃料貯蔵タンクが必要となり、電気事業法、大気汚染防止法の二法のみならず、消防法、労働安全衛生法が適用される。平常の場合は申請等に十分な準備期間があるが緊急時の場合は申請書の準備含めて余裕がない。また、平常とは異なる状況で工事と運転操作が実施される中で、「復旧」を短期間で行う必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 環境省</p>

5-(20)	PKS、木質バイオマス等の集積基準の緩和
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	火災予防条例(例)第34条6号
要望の 具体的内容	<p>PKS及び木質バイオマスを集積する場合は、一集積単位の面積が二百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に一定の距離を保つよう規制されているが、石炭・木炭類と同様に、この規制を外して欲しい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現在、弊社コールセンターでは石炭、PKS及び木質バイオマスを集積しているが、PKS及び木質バイオマスには上記の規制がかかっているため集積効率が悪い。一方、今回の東日本大震災で荷役中に被災した石炭輸入本船の緊急避難として、弊社コールセンターに石炭の受入要請が寄せられている。弊社としては受入要請に応えたいが、貯炭場に余裕がないため、要請に応えることが出来ない。そこで、PKS及び木質バイオマスの集積規制を外して石炭・木炭類と同様にしてもらえば、この緊急の受入要請に応えることが可能となる。なお、PKS及び木質バイオマス集積山の温度を継続的に監視しているが、温度上昇等の問題は発生していない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁予防課

5-(21)	緊急時における絶縁油処理に関する手続きの特例扱い
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	危険物の規制に関する政令【第23条】
要望の具体的内容	<p>絶縁油については指定数量2000リットル以上となると取扱いが危険物取扱となり、所要の手続きや設備要件が課されることになるが、緊急時における変圧器等の絶縁油取扱い・仮貯蔵については、例外的に必要な事項を限定した上で事後報告とする運用を許容いただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>危険物関係法令の規制を受ける場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象物に対する消火設備の設置 ②防油堤等の設備の設置 ③危険物取扱主任技術者の選定の申請 ④危険物取扱所の申請 <p>の 手続き、施設が必要となり、緊急に油使用機器の抜油を実施する際、対応が遅れる理由の一つとなっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁、各所地方消防所管箇所

5-(22)	タンクローリー間給油に関する緩和措置
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	危険物の規制に関する政令第27条6号のイ等
要望の具体的内容	法令で禁止されているタンクローリー間の給油に関して、災害対応の緊急時を限定して緩和してもらいたい。
規制の現状と要望理由	<p>停電により電力会社からの電源供給が途絶えた際に、通信用ノードビルについては、非常用エンジンにより電源供給をしている。</p> <p>今回の震災時のように、広域な停電が発生した場合においては、大量の燃料が必要となり、中継地点を介したタンクローリーでのピストン輸送が必要となる場合がある。</p> <p>現状はタンクローリー間での燃料の積み替えが認められていないため、中継地点のタンクに給油した後、汲み上げる等、時間がかかるオペレーションを余儀なくされる。</p> <p>上記の緩和措置により、緊急時において迅速な燃料中継が可能となり、通信ビルの非常用エンジンの燃料切れを防ぐことができる。(今回の震災時においては、燃料切れについては発生しておりません。)</p>
制度の所管官庁及び担当課	消防庁危険物保安室

5-(23)	地下水の揚水制限の緩和
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	東京都環境確保条例 埼玉県生活環境保全条例
要望の具体的内容	<p>上水道に指標値を超える放射性物質が含まれる可能性が高まった場合には、飲用等に用いる地下水の採取量の制限をなくすよう、規制緩和していただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>上水道(表流水)に放射性物質がその指標値を超えて含まれた場合には、それを用いた飲料水や食品を製造・販売することができなくなる。そのような事態になる可能性が高まった場合には、使用できなくなる上水道分を自己水源で補うため、放射性物質に汚染されるリスクの少ない地下水(深井戸)で必要量を確保できるようにしたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	地方自治体